

20世紀初頭の中国における仲裁裁判観

——澳門勘界交渉（1909年）を例に

箱 田 恵 子

はじめに	365
I 澳門勘界交渉（1909年）の背景と経緯	366
II 勘界交渉と仲裁裁判	374
III 澳門勘界をめぐる公断観	379
おわりに	388

はじめに

仲裁裁判（国際仲裁）とは、紛争当事国間で仲裁裁判に付託する争点や仲裁者の人選、判断を委ねる範囲や裁判準則などについて合意を形成し、第三者に裁定を委ねる制度である。19世紀後半、とくに1872年のアラバマ号事件の仲裁裁判による解決以降、紛争の平和的解決方法として国際社会で注目され、19世紀には実際に多くの国際紛争が仲裁裁判に付託された⁽¹⁾。19世紀末から20世紀初頭には、2度のハーグ平和会議（1899年、1907年）を経て、ハーグ常設仲裁裁判所（中国語では「海牙公断」などと表現される）の設置や仲裁条約締結の増加など、仲裁裁判は制度的な発展をみた。中国でもハーグ平和会議や海牙公断への関心は小さくなく⁽²⁾、20世紀初頭の中国外交と海牙公断の関係を論じる研究は少なく、専論としては尹新華の研究⁽²⁾があるだけだろう。

尹新華の研究は、1909年に海牙公断付託が議論された2件の外交交渉、すなわち東三省（満洲）六案件をめぐる日清交渉と澳門勘界に関する清葡交渉について、前者では清朝が海牙公断を提起したのに対し、後者ではポルトガルによる海牙公断の提案を清朝が拒否するという、清朝の対照的な行動の背景を探るものである。そこで尹は、清朝の海牙公断への姿勢を通じ、20世紀初頭の中国の国際化（国際規範の受容）と民族主義との対立と統合の発展方向をうかがうとし、澳門勘界の争いはポルトガルの中国領土主権に対する侵略

であり、ポルトガルの海牙公断提案という国際化の負の圧力に清朝は広東社会の民族主義によって抵抗したとみなす。

だが、主権に関する紛争を第三者の判断に委ねる仲裁裁判を事例に、「不平等条約体制」下にある清末中国の国際化と民族主義の関係を論じるという議論の重要性に比して、公断（海牙公断）に関する清朝朝野の認識・議論に関する分析が不十分である。

尹新華は1909年の海牙公断観しか扱っておらず、当時の国際的潮流の中で海牙公断に訴えることを当然視したうえで、なぜ清朝は澳門勘界交渉ではポルトガルの提案を拒否したのか、という論の立て方をしている。そして、海牙公断に賛成の意見と反対の意見とに分けて単純に対比させている。すなわち、賛成意見は海牙公断を通じてポルトガルの無理な要求を反駁できると考えるのに対し、反対意見は官民間わず西洋社会が主導権を握る海牙公断に不信感を持っていたというもので、先述のように国際法の運用における強権要素への抵抗として捉える。

だが、筆者がこれまでの研究で論じてきたように、中国における公断の受容は19世紀半ばから始まっており、20世紀初頭には外交当局と民間とではそれぞれに異なる公断観が形成されていた⁽³⁾。澳門勘界の海牙公断付託問題についても、賛成・反対と単純化できるものではなく、外交官と広東の民間団体等とは公断観も議論の根拠とする考え方も異なっていた。

本稿では、19世紀後半以来に中国に形成されていた公断観を踏まえ、澳門勘界という領土・領海に関わる問題を事例に、外務部や外交官らの公断（海牙公断）に対する議論や対応と広東の民間団体等のそれとを比較しながら、それぞれの特徴を明らかにする。そのうえで、国際法に基づいた秩序という理想と強権政治の横暴という現実を前に、公断（海牙公断）という制度、あるいはそこに反映される国際秩序を20世紀初頭の中国がどのように受け止めたのか、検討したい。

I 澳門勘界交渉（1909年）の背景と経緯

1909年の澳門勘界交渉の過程については、すでに先行研究により漢文史料（漢訳されたポルトガルや英国の史料も含む）に基づいて詳細に論じられており⁽⁴⁾、ここでは澳門勘界交渉の性格を理解するため、交渉開始にいたる背景と交渉過程の概要を確認する。

1 澳門勘界交渉（1909年）の発端と背景

1908年のいわゆる第二辰丸事件（以下、辰丸事件と称す）において、ポルトガルが第

二辰丸の拿捕地点を澳門の領海内だと主張し、日本も一時はこれを利用しようとしたことは、広東当局の危機感を高めた。この時期、清朝の外交当局でも、辰丸事件や渤海湾漁業問題、東沙諸島問題など具体的な問題を通じ、領海に対する意識を強めていた⁽⁵⁾が、澳門を通じて密輸された武器が海賊や革命党の手に渡り、地域秩序や当局を脅かしていた広東では、領海の管轄権問題は地域秩序の維持と密接に関わり、その対策は喫緊の課題となっていた⁽⁶⁾。まさにそうした状況の中で発生したのが辰丸事件である。この事件の解決にあたり、外務部は日本との合意文書に、辰丸拿捕地点が清朝領海であったとの文言を挿入し、広東当局の領海管轄権に配慮していた⁽⁷⁾。また、事件解決後にはポルトガル政府に対し澳門への武器輸入許可証の発行をやめるように要請し、ポルトガル政府もこれに同意した⁽⁸⁾。

その一方でポルトガル駐清公使センダル（Barao de Sendal）は1908年4月28日と5月1日に外務部に対し、広東当局によって拱北関方面への派兵・駐屯が行われたと抗議し、1887年の北京条約第2条を根拠に派兵地が境界未確定地域であるとして撤兵を求めた⁽⁹⁾。これに対し張人駿両広総督は、武器等の密輸取り締まり強化のために1887年以前に存在した旧営に駐兵を命じたのであって条約違反ではない⁽¹⁰⁾とし、また、澳門には領海はないのでポルトガルには海を越えた地域に口出しする権利はないと反論した⁽¹¹⁾。

ここで、双方が根拠としている1887年の清葡北京条約と、その前提となったりリスボン議定書の関連規定を確認しよう。

明代より澳門にはポルトガル人の居住が認められていたが、その地位が条約によって定められたのはようやく1887年のことだった⁽¹²⁾。1885年にイギリス政府が煙台条約続増専条（チーフー協定追加条項）に署名し、煙台条約を批准したことで、中国に輸入されるアヘンにかかる関税や釐金は海関で一括徴収されることになった。そして煙台条約および同続増専条で設置が定められた特別委員会において、香港にアヘン輸出入の規制法を施行することが決定された。海関総税務司ハート（Sir Robert Hart）は、澳門からの密輸増加によって香港での措置が無駄にならないよう、澳門でも香港と同様のアヘン取引に対する規制を設けることを望み、澳門政庁と交渉した⁽¹³⁾。ポルトガルはこの機に乗じ、清朝との間で澳門の地位に関する規定を含んだ条約を締結することを求め、ハートとその部下のキャンベル（James Duncan Campbell）が清葡間の交渉を仲介した⁽¹⁴⁾。まず、キャンベルがリスボンで澳門前総督ローザ（Tomás de Sousa Rosa）やポルトガル外相と交渉し、1887年3月にリスボン議定書に調印した。のちの澳門勘界交渉に深く関わるのが、その第2条と第3条である⁽¹⁵⁾。

第2条：China confirms perpetual occupation and government of Macao and its dependencies by Portugal, as any other Portuguese possession.

(清朝は、澳門及びその附属地を、ポルトガルが他のポルトガル属領と同様に、永遠に占拠し管理することを認める)

第3条：Portugal engages never to alienate Macao and its dependencies without agreement with China.

(ポルトガルは決して清朝の同意なしに第三国に澳門とその附属地を譲り渡すことをしない)

第2条で「澳門」だけでなく「およびその附属地」としているのは、ポルトガル側（とくにローザ）が当初、澳門の対岸にある Lappa（対面山）もポルトガルに割譲あるいは租借することを主張したことが関係していた。対面山を重視するのは、ここを押さえれば澳門や内港の統制を確かなものとするができるからである。ハートは清朝が承認するはずがないとして、キャンベルを通じてその要求を取り下げようとして説得した⁽¹⁶⁾。その結果が「澳門とその附属地」という表現である。もっとも、ポルトガル側はそれで納得していたわけではなく、後述するように北京条約締結交渉に際して「附属地」の範囲を明確にしようとする。その際ハートはキャンベルに対し、現時点では附属地の範囲を明確にしないのが安全だとし、「条約の条項に「澳門およびその附属地」とあるのだから、将来それをより有利なものにすればいい。そして、ポルトガルが条約に基づき澳門を占拠・統治していることに何ら疑問が生じなくなったとき、必要なら、澳門の附属地を紙の上に規定すればいい」と述べており⁽¹⁷⁾、曖昧な表現で問題を先送りすることを望んでいたことが分かる。ただし、リスボン議定書の調印を奏請した総理衙門の上奏には「附属地」への言及はなかった⁽¹⁸⁾。このため、澳門の新聞報道では「澳門および附属地」となっており、総理衙門の上奏と齟齬があることを知った張之洞（当時の両広総督）は、警戒感を強めることになった⁽¹⁹⁾。

また、第3条の規定は、清朝が澳門の割譲を望まず租借の形にこだわるのに対し、それを第三国への澳門譲渡を憂慮するがゆえのことだとみなしたポルトガル外相が提案したものである⁽²⁰⁾。ポルトガルを西洋の最貧国とみなしていた総理衙門は、ポルトガルが澳門を西洋の大国に譲渡することをとくに懸念しており⁽²¹⁾、その懸念を払拭するための規定だった。一方、張之洞はこの規定を澳門が清朝の領土であることの証拠だとし、澳門の状況は割譲ではなく租借にすぎないと強調し、またポルトガルの管轄は「水界」には及ばない（＝領海権はない）とした⁽²²⁾。この張之洞の見方はのちの勘界交渉にも引き継がれて

いく。ただし、第2条では澳門及び附属地が「他のポルトガル属領と同様に」ポルトガルの占拠・管理下にあるとされており、ポルトガルはこれを根拠に「澳門および附属地」はポルトガル領であって租借地ではないと主張することになる。

リスボン議定書に基づき、ローザが条約交渉のために中国に派遣され、1887年12月に清葡北京条約が締結された。その第2条ではリスボン議定書第2条の内容を清朝政府が、第3条ではリスボン議定書第3条の内容をポルトガル政府が、それぞれ承認している。ただし、北京条約第2条では、澳門の境界について後日両国から委員を派遣して画定し専門の条約を結ぶこととし、それ以前は1887年の現状を改変することはできないと取り決めていた⁽²³⁾。その背景には件の「附属地」をめぐる次のようなやり取りがあった。

ハートは議定書の「附属地」という表現で問題を先送りにできたと考えていたが、条約交渉のはじめにローザが地図を示して自分たちの主張する「附属地」の範囲を定めようとしたため、清朝側の反発を招き、条約交渉はながらく停滞した⁽²⁴⁾。その間、広東巡撫の呉大澂が澳門を訪れて現状を調査していた。張之洞と呉大澂はポルトガルの占拠状況を、①もともとの租借地（原租界内之地）、②30年以上久しくポルトガルが占拠している地域（牆外開内の地域など）、③最近10年余りポルトガルが占拠している地域（潭仔、過路環など）、④ポルトガルが占拠を企図している地域（対面山、大・小横琴など）の4つに区分し、①は従来通り居住を許す、②③は場所の状況に応じて租借を許すか回収する、④は境界をはっきりさせて防備を嚴重にすべきとし、こうした対策をまず急ぎ、条約締結は先延ばしにすべきだとした⁽²⁵⁾。張之洞ら広東当局も条約締結に先立って清葡勢力の範囲を明確にすることを求めたのである。だが、ポルトガルがすでに占拠する地域でも、場所によっては回収を目指しており、現状を挽回しようとする広東当局の主張が、ポルトガル側の主張と衝突し、交渉が紛糾することは容易に予想された。総理衙門は、アヘン取り締まりへの協力にくわえ、澳門の第三国への譲渡を阻止しポルトガルとの無条約状態を解消するためにも条約締結は必要だと考えた。そこで条約締結後に勘界を行うこととし、それまで現状を維持することを条約に定めることで張之洞らの懸念に対応することにした⁽²⁶⁾。

以上のように、リスボン議定書とそれに基づく北京条約は、条約締結を優先して澳門の性質やその範囲に関する清葡間の齟齬を曖昧に処理し、問題を先送りにするものだった。その後、勘界交渉は実施されないまま、ポルトガルの勢力は広がっていった。1887年頃までには、澳門半島の龍田や旺厦（望厦）等はポルトガルが占拠し、周辺諸島の潭仔（丞仔）や過路環にも砲台などが建設され実質的な支配が及んでいた。ポルトガルはさらに関閘以北の地域や対面山、大・小横琴を支配下に置こうとする試みを続け、20世紀初めにはポルトガル使節が外務部に対面山と大小横琴の割譲を求めたり、その周辺海域への勢力

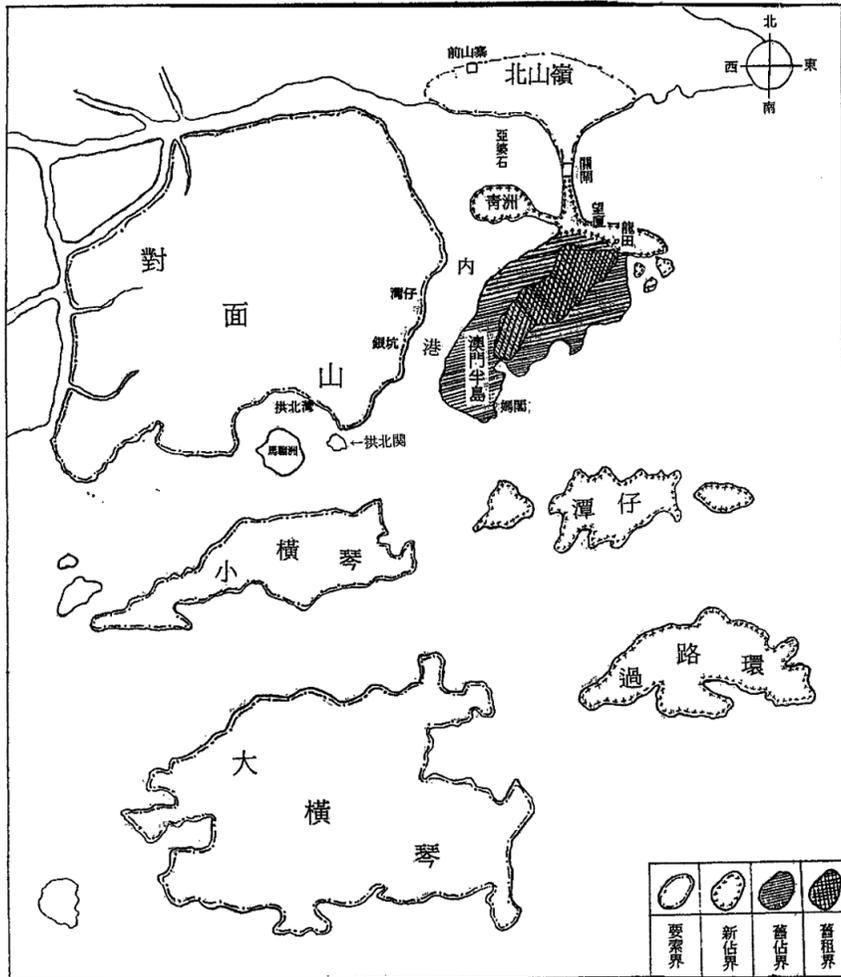


図 澳門新旧界址図

典拠：『澳門專檔』（三）口絵に筆者加筆。

光緒十三年の張之洞・呉大澂の報告がポルトガル勢力の侵出状況を4段階に分類して以降の、清朝側の澳門周辺状況に対する認識を示す。

拡大を目指して広東当局としばしば対立するなどしていた⁽²⁷⁾。こうして状況が複雑化するなか、辰丸事件をきっかけに澳門の性格やその範囲をめぐる清葡間の認識の齟齬が正面からぶつかり合うことになった（図参照）。

先述のように、辰丸事件後、広東当局が1887年時点の旧営を回復すると称して派兵・駐在を行えば、ポルトガルが条約違反だと抗議した。一方、張人駿はポルトガル側が湾仔河道や銀坑河道で船舶の管理を実施していることなどは条約違反だと非難した⁽²⁸⁾。ポルトガルが澳門の附属地は澳門付近の島々を指すとし、周辺海域を自らの領海と見なしてそ

れを実質化させる行動を取るのに対し、広東当局および外務部は、澳門は租界であって領海権はないとし、附属地は澳門旧界から陸続きの部分、すなわち澳門半島内にとどまるとした⁽²⁹⁾。張人駿は、ポルトガルが境界を争うのは領海に関わるからだを見なし、ポルトガルが中国の領海を侵犯しようとしていることを特に警戒していた。実際に双方が最も重視したのは領海権であり、ゆえに澳門の性格（租界か割譲地か、つまり領海権を有するかどうか）や附属地の範囲（陸続きの土地か付近の諸島か、つまりポルトガルの管轄は海を越えて及ぶのかどうか）で北京条約の解釈をめぐり対立することになる。将来の勘界交渉に備え、双方が北京条約に対する自らの解釈を実質化するための行動をとる一方、相手が条約に違反して1887年時点の現状を変えようとしていると非難しあったのである⁽³⁰⁾。

2 勘界交渉開始の合意

1908年6月になると、ポルトガル側が勘界交渉を提案し、勘界委員を任命したことを外務部に通知して清朝側にも勘界委員を任命するよう求めた⁽³¹⁾。だが、ポルトガル側が自国の3人の委員に関する詳細情報を外務部に伝えたのは10月初めのことだった。外務部はすぐさま張人駿にそのことを通知し、広東側から勘界委員を選ぶよう指示した⁽³²⁾。しかし張人駿は、ポルトガルの勘界委員3名は「みな澳門の無頼」で日頃から華人と問題を起こしている人物であるとして、委員の変更を求めるよう答えた⁽³³⁾。委員変更要求に対するポルトガル側からの返答がないなか、澳門周辺での勢力をめぐる広東当局と澳門政庁の対立は続いた。

現地において双方の不信感が高まるなか、1908年末に広東当局から外務部に対し、ポルトガル側は様々な主権侵害に加え、澳門に軍艦を派遣しようとしているとの報告がなされた⁽³⁴⁾。現地の緊張の高まりに危機感を抱いた外務部は、翌年初めに劉式訓駐仏公使（駐ポルトガル公使を兼任）をリスボンに派遣し、ポルトガル政府との交渉を命じた⁽³⁵⁾。

リスボンでの劉式訓公使とポルトガル政府との交渉により、1909年2月8日、勘界交渉開始のための取り決めが成立した。清朝は1908年に派兵・駐屯した地域のうち1カ所から撤退する、ポルトガルは澳門へ派遣予定の砲艦を撤退させる、などの条件に合意し、双方が勘界委員を任命して勘界交渉を行うことになった⁽³⁶⁾。

このリスボンでの交渉において、ポルトガル側は当初、勘界交渉開始のための取り決めの一条件として、勘界交渉がまとまらなかった場合に問題を仲裁裁判（公断）に付託するとの事前合意を提案していた⁽³⁷⁾。この提案に対し、外務部から劉式訓公使への回答は、「公断という考えはひとまずあっても構わないが、事前に声明してはならない」というものだった⁽³⁸⁾。劉式訓はこの指示に従い、交渉開始条件から公断付託の事前合意を取り下

げさせた⁽³⁹⁾。ただ、劉式訓は、清葡間の主張が大きく隔たっており、勘界交渉の困難が予想されるなか、ポルトガルが公断にこだわったことを「深い意味を持つ」とみなしていた。劉式訓は、勘界交渉においてリスボン議定書第2条の解釈が問題になること、そしてそれが国際法上の問題であり、外交交渉でまともらなければ、ただ「海牙公断」の判断だけが正当な決着をもたらすと考えたからである⁽⁴⁰⁾。問題の性質上、当初より外交交渉による解決は困難が予想されていた。

さて、前述のように1909年2月に清葡両国政府は勘界交渉の開始に合意し、清朝は雲南交渉使で勘界交渉の経験を持つ高而謙⁽⁴¹⁾を、ポルトガルはマチャド (Joaquim Machado) を勘界委員に任命した。こうして勘界交渉の実施が現実のものとなると、広東では3月以降、粵商自治会が大会を開き、清朝の関係当局に電報を送るなど盛んに活動をはじめた⁽⁴²⁾。また、北京条約にいう1887年時点の状況が争点になるため、香山県の紳士らが香山勘界維持会を組織、またこれに省をあげて協力支援するため広州に広東勘界維持総会が組織され⁽⁴³⁾、団体あるいは個人の名義で、張之洞が両広総督だった時の奏文等をもとにこれまでの経緯やポルトガルの侵略行為を調査整理したり、「地図」を作成して張人駿総督や高而謙委員らに送付したりした⁽⁴⁴⁾。その多くは、ポルトガルの北京条約違反を激しく非難し、澳門には領海権はなく、旧界（囲墻の内側）以外は「尺寸之地」も譲るべきではないと主張していた⁽⁴⁵⁾。これは広東当局が澳門半島内の旧界周辺の「附屬地」を認めているのとは異なっており、リスボン議定書に明記される「附屬地」を完全に無視するものだった。

一方、このような状況に懸念を示す民間団体も存在した。香港中葡界務研究社である。この団体は、香港と澳門に拠点を持つ香山籍の富商である陳席儒⁽⁴⁶⁾を主席とし、彼のような香港・澳門の富商らを中心に構成されていた⁽⁴⁷⁾。香港中葡界務研究社は、3月24日付の民政部等宛ての電報で、坊間で出版されている約章諸書にはリスボン議定書を掲載するものが少ないなど、広東の紳民の間では条約に関する情報が錯綜しているとし、そのような状況で勘界交渉が行われることの危険性を指摘した。すなわち、交渉においてポルトガルが条約規定を堅持し、1887年以前の占拠地を承認せざるを得なくなった場合、（その理由を理解できない）紳民はそれを朝廷の弱さの表れとし、外国に罪を帰して暴動が起こるだろう、ゆえに条約の詳細を国内に開示すべきだ、と⁽⁴⁸⁾。

だが、ポルトガルの北京条約に反した「侵略行為」に対する広東社会の憤慨は、北京条約自体も廢約にすべきとの主張をも生み出すようになっていた。1909年3月31日に開催された粵商自治会の大会では、今後の方針として第1～3級の方針を決定した。その第1級の方針とは、北京条約に規定する現状維持をポルトガルが犯しており、ポルトガル自身

がすでに「廢約」している以上、北京条約の撤回を実行し、澳門は租界だという主義を終始堅持するよう、清朝政府に要請する、というものだった⁽⁴⁹⁾。

以上のように、今回の勘界交渉は北京条約およびリスボン議定書の条文解釈とその履行方法が争点となるものだったが、広東ではポルトガル側に対する不信感を強めており、条約自体の有効性をも疑問視する声まで上がっていた。また、相手が列強ではなく弱体化したポルトガルであるという認識も、広東人が強硬姿勢を唱えることにつながっていた⁽⁵⁰⁾。清朝側の委員である高而謙は、このような広東の世論に配慮しながら勘界交渉を行わなければならなかった。

3 勘界交渉とその中止

高而謙とマチャドを委員とする勘界交渉は、1909年7月15日から香港で開始された。広東の世論が沸騰しているため、交渉は香港で行われることになったのである。会議は11月13日まで9回開催された。

まず、ポルトガル側が、澳門とその附属地、そして領海の範囲について次のように自国の主張を示した⁽⁵¹⁾。

- ①「澳門」とは澳門半島の娘媽角（媽閣）から関閘まで
- ②関閘から北山嶺までを中立地とする
- ③内港／内河（Porto Interior）の管理権
- ④対面山（Lappa）、潭仔（Taipa）、過路環（Colowan）、大横琴（Vongkam）、小横琴（D. Joao）などの島々は澳門の附属地
- ⑤澳門半島および附属地各島の領海権

従来通り、澳門の周辺諸島が附属地であり、ポルトガルには領海権もあるという主張である。ただ、中国へ向かう前のマチャドと会談した英国外相グレイ（Sir Edward Grey）によれば、マチャドが最重視していたのは内港の排他的管理であり⁽⁵²⁾、澳門の港と内港の統制を確かなものにするをポルトガルが最重視しているのは1886・87年以來の姿勢であった。

ポルトガル側の主張に対し、外務部が高而謙に指示した対抗策は、次のようなものであった。まず、かつての囲墻の界址を明らかにしてそれを澳門とし、ポルトガルが最初に占拠した地域（旧占界）を附属地として、附属地を認めた北京条約に反しないことを示す。澳門と地続きではない各島は、既占拠・未占拠を問わず一概に極力反駁し拒否する。潭仔・過路環両島はポルトガルが以前から盗佔している場所ではあるが、占拠しているのは島の一隅にすぎず、わずか數畝の地の占拠をもって全島を以前より占拠している証拠と

はみなせない。すべて拒絶するのが一番良いが、やむを得ない場合は、ポルトガルが潭仔・過路環で占拠しているのと等しい面積の土地を澳門付近の土地と交換する⁽⁵³⁾。北京条約で附属地や1887年時点の占拠地を認めていることになるため、澳門半島に附属地を認め、潭仔・過路環の1887年時点の占拠地とそれに相当する面積の澳門半島の土地とを交換することで、対外的には北京条約を守る一方、対内的には領海管轄権を譲れないとする広東当局の意向にそったのである。

一見すると、附属地の範囲について両国委員の意見は大きく乖離するようだが、8月下旬の非公式の会談を通じ、附属地の範囲について両国委員は譲歩を見せ、双方の提示する条件ラインはかなり接近した⁽⁵⁴⁾。しかし、結局、領海と内港について双方が譲らず、9月半ばには高而謙もマチャドも交渉の行き詰まりを感じていた⁽⁵⁵⁾。双方の意見が平行線をたどるなか、結局、11月13日に勘界会議の中止が正式に決定された⁽⁵⁶⁾。

マチャドは、交渉に行き詰まりを感じ始めた9月中旬より仲裁裁判付託に言及しはじめていた⁽⁵⁷⁾が、勘界会議中止後の12月8日、ポルトガル政府は駐清代理公使ブレデローデ(Martinho de Brederode)を通じ、問題をハーグ常設仲裁裁判所の仲裁裁判に付託することを正式に要請した⁽⁵⁸⁾。だが、12月10日、外務部はこれを拒否した⁽⁵⁹⁾。マチャドが北京に至り、ジョーダン公使や『タイムズ』北京通信員のモリソン(G.E. Morrison)も外務部に仲裁裁判付託を繰り返し提案したが、外務部は広東の世論が沸騰している中、中央政府が弱腰を示すことはできないとして、公断付託を受入れなかった⁽⁶⁰⁾。1910年初めにマチャドは帰国の途につき、今回の勘界交渉は失敗に終わった。

II 勘界交渉と仲裁裁判

1 ポルトガルによる仲裁裁判の提起とイギリスとの関係

前章で確認したように、ポルトガルは勘界交渉の事前取り決めの時点から外交交渉で解決できなかった場合の仲裁裁判付託を提案していた。ポルトガルは、同盟国のイギリスが仲裁裁判推進国であったこともあり、野見山温の統計では19世紀において12件の仲裁裁判付託例が確認されている(うち11件は相手がイギリス)⁽⁶¹⁾。また1862年の清葡天津条約にはいわゆる仲裁条項が含まれていた。その条項とは、清朝とポルトガルの間で条約解釈に関する紛争が生じた場合、清朝と条約関係にある国家の外交官に裁定を委ねることを予め約するものであった⁽⁶²⁾。1862年当時の清朝としては、ポルトガルのような「西洋小国」との紛争解決を「条約国」(英仏米露)に任せるのはある意味自然なことであっただろうが、ポルトガルとしてもイギリスをはじめとする第三国に頼る手段として仲裁裁判に

早くから積極的であったことが分かる。さらに今回の勘界交渉は、清朝、とくに広東当局との意見の齟齬が大きく、交渉での解決には悲観的だったのだろう。

実際、ポルトガルは香港での勘界交渉が始まった当初から、仲裁裁判付託の可能性を探っていた。1909年7月26日、すなわち7月22日の第2回会議の後という早い時点で、北京ではブレデローデ代理公使が本国からの指示として、清朝が仲裁裁判に応じる可能性があるかどうか、ジョーダン公使に意見を求めていた。この時、ジョーダン公使は、交渉は開始したばかりで時期尚早だと回答した⁽⁶³⁾。

ただ、この仲裁裁判という提案は、グレイ外相の方針に影響を与えることになる。

9月2日、ブレデローデ代理公使とのやりとりに関するジョーダン公使の報告がグレイ外相のもとに届くと、グレイ外相は9月13日発の電報で、イギリスによるポルトガル支援を、交渉が行き詰まった際にポルトガルが仲裁裁判を要請するのを支援することに限ることをジョーダン公使に提案した⁽⁶⁴⁾。翌14日、ジョーダン公使もこの提案に賛同する旨を返電した⁽⁶⁵⁾。このイギリスの方針は、9月16日には駐英ポルトガル公使を通じてポルトガル政府に伝えられた⁽⁶⁶⁾。同日、リスボンの劉式訓公使はポルトガル外相から、澳門勘界交渉が行き詰まった場合に交渉の場を北京に移すか公断に付託することを提案されている⁽⁶⁷⁾。これはイギリス外務省からの通知を受けてのものであろう。一方、香港では9月15日にマチャドが高而謙に対し、清朝委員が条約の解釈に同意できないなら、両国政府で方法を協議するか海牙公断に付託するしかないと述べたという⁽⁶⁸⁾。確かな証拠はないが、あるいは北京から香港のマチャドにジョーダン公使の意見が伝えられていたのかもしれない。いずれにせよ、もともと仲裁裁判の希望をもっていたポルトガル側にとって、イギリスの方針は仲裁裁判提起を後押しする役割を果たしただろう。

ポルトガルとの同盟関係（1661年のいわゆる「婚姻条約」）により、イギリスは澳門の存在が脅かされればポルトガルを援助しなければならない条約的義務を負っていた。だが、辰丸事件後の反日ボイコットをはじめ、広東の愛国・排外運動の高まりを知るイギリスとしては、この問題に深く介入して広東社会の抗議の対象となるのは避けたかっただろう。そのようなイギリスとしては、ポルトガルへの支援を仲裁裁判付託実現への支援に限定することが望ましかったことは想像に難くない。その後、10月下旬になるとポルトガル政府は駐英公使館を通じて仲裁裁判付託を正式に提起する時期をイギリス政府に問い合わせしており、ポルトガル政府はイギリス政府やジョーダン公使の判断を確認したうえでハーグ常設仲裁裁判所への付託を正式に提起している⁽⁶⁹⁾。なお、仲裁裁判の付託先として、スイスなどの第三国ではなくハーグ常設仲裁裁判所を最終的に選んだ際にも、ポルトガル政府はイギリス政府に意見を求めており、グレイ外相が清朝はハーグを望むだろうと

答え、ジョーダン公使もハーグへの付託が間違いなく望ましいと答えていた⁽⁷⁰⁾。

このように、ポルトガルのハーグ常設仲裁裁判所への付託提案は、イギリスの意向を踏まえてなされたものであった。このため、12月10日に外務部がこれを拒否すると、グレイ外相はジョーダン公使に対し、中国の仲裁裁判拒否により、ポルトガルの権益を守る条約的義務があるイギリスは困難な立場に置かれた、中国が攻撃的な行動に出たら、イギリスはポルトガルを支援して介入せざるを得ない、との危機感を示し、1661年の英葡条約を外務部に見せて必要な場合はイギリスの介入があることを説明するよう指示した⁽⁷¹⁾。この電報は、清朝の仲裁裁判拒否によるイギリスの焦りを示すとともに、一種の恫喝ともとれる形をとってでもイギリスがこの問題の仲裁裁判付託（つまりイギリスの介入回避）を望んでいたことを物語っている。ジョーダン公使はこのグレイ外相の電報の内容を外務部に伝え、仲裁裁判受け入れを求めた⁽⁷²⁾。さらに、マチャドが北京を訪れていた1909年末から1910年初めの時期には、『タイムズ』北京通信員のモリソンが外務部尚書の梁敦彦に対し、アメリカ大統領による仲裁裁判を提案している。外務部が広東世論の反対を理由に仲裁裁判を拒否していたため、モリソンは広東移民の多いアメリカ合衆国の大統領なら、広東社会も仲裁者として認めるのではないかと提案したのだが、梁敦彦は今後もポルトガルとの二国間交渉を続けていく意向を示しただけだった⁽⁷³⁾。

ポルトガルの仲裁裁判付託提起はイギリスの意向にそうものであった。イギリス側ではジョーダン公使をはじめ、清朝も満洲六案件でその利用を試みたハーグ常設仲裁裁判所への付託が現実的であると考えた。だが、外務部は広東世論の反対を理由に仲裁裁判付託を拒否した。「はじめに」で述べたように、先行研究では海牙公断に対する外務部の一見矛盾した姿勢について、澳門勘界では海牙公断が西洋大国の利害を優先するものにすぎないという中国社会の不信感を反映したと説明しており、そのような不信感が高而謙や広東の民間団体に共通していたという。だが、実際には中国における公断観はそれほど単純なものではなかった。

次に仲裁裁判に対する清朝外交官の認識、対応をみていこう。

2 劉式訓公使と高而謙委員の認識

第1章第2節で確認したように、リスボンでの事前取り決めの際、ポルトガルはすでに交渉決裂後の仲裁裁判付託を交渉開始条件の中にも含めようとしており、劉式訓公使も今回の問題が国際法上の問題であるため、海牙公断での裁定が正当な決着方法となるとみなしていた。ここで劉式訓公使の議論をあらためて確認しよう。なお、劉式訓は京師同文館出身で、在外公館で通訳官からキャリアを積み、在外公使となった人物であり、1910年に

清朝がハーグ常設仲裁裁判官の裁判官（海牙公断員）として登録した一人、つまり当時の中国において最も国際法に詳しいとされた人物の一人である⁽⁷⁴⁾。

キャンベル税務司が締結したりスボン議定書の洋文には、澳門及びその附属地〔管屬之地〕は永遠にポルトガルの占拠・管理に帰すこと、ポルトガルの他の属地と同様である云々と明言している。附属地〔管屬〕は地続きの地〔連屬〕の意味ではない、およそ当時すでに（ポルトガルが）占拠していた附近の各島について、地続きの地ではないことを理由に譲歩を強いることは情勢としてできない。これが国際法の問題の一つである。また、ポルトガルの勘界の目的は領海権を争うことにある。およそ他国に占拠・管理を譲った地は、割譲地と異なるのかどうか、領海権を与えられるべきかどうか。これが国際法の問題の二つ目である。私が思うに、オーストリアはトルコのボスニア・ヘルツェゴビナを占拠・管理すること30年を経て、あらためて版図への併合を通告している。これは、占拠・管理は明らかに割譲地と異なるからである。もし将来ポルトガルが領海権を争って来たら、この先例を根拠に反駁できるだろう。しかし事は国際法に関わり、証拠を引いて研究するものであり、交渉によって説き伏せることができなければ、ただ海牙公断を正当な結果とするのみである⁽⁷⁵⁾。

ボスニア・ヘルツェゴビナは、当時の国際法関係書では租借地の一典型として、租借地の性格をめぐる議論では必ず言及される事例であった⁽⁷⁶⁾。今回の勘界の主な争点、条約に根拠をもつ澳門の附属地の問題と、澳門のような土地に領海権があるのかどうかという国際法上の問題である以上、外交交渉で解決できなければ、条約の条文や国際法学説、先例にもとづき、海牙公断で判断されるべきとの意見である。

一方、高而謙委員は勘界交渉の当初、公断には否定的であった。

高而謙委員は、第4回会議（8月9日）後の8月10日、外務部に対して一連の電報を送り、今後の方針について自身の考えを述べていた。その中で「公断」は不利だとみなし、選択肢から除外すべきとしていた。

高而謙が「公断」を不利だとする理由は次のようなものだった。すなわち、欧米諸国には東亜に対する人種的差別にくわえ中国政治への不信があり、澳門をポルトガル領としたほうが有利とみなすだろうこと、またポルトガルは久しく準備を行っていて根拠があるので、欧米諸国はポルトガルを擁護するだろうこと。そして、英仏蘭などの各国が澳門に有する利益・利権を具体的に列挙し、「これらの大国が取り仕切っているので、海牙の会議は必ずやポルトガルの弁護士となり、（清朝側の）全面的敗北は免れがたい。むしろ自ら

折衝を行った方が、まだ得失相半ばする望みがある」とした⁽⁷⁷⁾。

この部分のみをみれば、高而謙が国際社会を牛耳る欧米諸国と海牙公断に対して不信感を持っていることは確かである。だが、この直前に高而謙が外務部に送った諸電報をあわせてみると、彼が公断を不利とする理由は他にもあることが分かる。高而謙はまず、ポルトガルが準備周到であるのに対し、こちらは保管状況の悪さや戦乱などで書類が散逸しており、空言をもって争うのは厄介だと報告している⁽⁷⁸⁾。さらに、ポルトガルが有利な理由として、①清朝側に租借条約がない、②条約の洋文が「占拠」を承認しており、英文テキストの「附属地」は地続きの地ではないと解釈できる⁽⁷⁹⁾、③国際法では土地を開拓し植民地として久しく占拠すれば主権を獲得できる、④広東省はこれまでポルトガルの動きを明許黙認してきた、⑤澳門の租借代は長年納められていない⁽⁸⁰⁾が、国際法の定める期限をすでに超えている、⑥海牙公断の判断に付託してもポルトガルが優位な立場にある、と述べている⁽⁸¹⁾。高而謙は条約や当時の国際法、さらに証拠文書の状況に照らして清朝側が不利だと見なしていたのであり、彼が実定法主義の観点に立っていることが分かる。

だが、9月下旬になると、高而謙は公断の一部受け入れを提案した。先述の通り、この時期、交渉はすでに事実上行き詰まっており、イギリスの提案をうけてポルトガル政府もマチャドも仲裁裁判付託に言及しはじめていた。そうした中、高而謙は9月24日発の外務部宛電文で、公断は避けられないとし、その理由を次のように説明した。

軽率に交渉をまとめれば民衆は甘受せず、どうして政府はしばしば民心を失うことを許容できましようか。もし騒乱が起これば、かならず各国の干渉を惹起し、損害はまことに大きい。双方が主張を譲らなければ、必ずやポルトガルは全力で公断を要求するだろうし、政府もそれを拒否する理由がない。かつ恐れるのは、イギリス人が口実を設けて先日も（ポルトガルの意向を）伝えており、調停に乗り出して来たら、民衆は必ずやポルトガルに向けていた怒りを転じてイギリスに向けるようになり、それによって様々な排斥が行われることだ。中国の友邦は多くなく、さらにイギリスとの交誼を傷つけるべきではなく、やはり公断に付するのが適切である⁽⁸²⁾。

このように述べた上で、ただし問題すべてを公断に付託するのではなく、一半自結・一半公断とする、つまり清葡両国の委員で、係争地について一カ所ずつ譲歩できるかどうかを交渉して帰属を定め（＝一半自結）、互いに承認できなかったところだけを海牙公断に付託する（＝一半公断）という方法を提案した⁽⁸³⁾。

要するに、交渉による妥協も広東世論の許すところではないが、イギリスの介入を招く

とイギリスが広東民衆の怒りの対象となり、ボイコットなどの排斥運動が起こってイギリスとの交誼を傷つけることが懸念されたのであり、そのような事態を避けるために、交渉と公断をあわせた決着方法を考えたのである。先にイギリスが広東社会との関係を考慮して、ポルトガルへの支援を仲裁裁判付託実現の支援に限定したことを確認したが、高而謙もまたイギリスの外交担当者と同じ配慮から公断の利用を考えていた。尹新華は高而謙のこの意見に言及していないが、公断を国際化と民族主義との統合と対立という視点から検討するというのなら、このような高而謙の苦慮も検討すべき事実であろう。

ただ、高而謙は依然として公断は清朝に不利だと考えていたらしい。勘界交渉は行き詰まるも妥協は広東世論が許さないという状況の中、9月26日、高而謙は香港に集まっていた民間諸団体に対し、交渉の状況と自身の方針を説明して協力を求めた。民間諸団体の返答等から推測するに、高而謙の説明は、①海牙公断への付託⁽⁸⁴⁾、②戦争、③平和的交渉による妥結の3方法を示し、③しかないとするもので、①を排除する理由として、海牙公断は証拠を重視するので清朝は不利であること、また時間がかかることを挙げたようである⁽⁸⁵⁾。

結局、外務部は広東社会の反対を根拠にポルトガルの公断提案を拒否した。では広東社会の公断に対する認識はどのようなものだったのか。章を改めて検討しよう。

Ⅲ 澳門勘界をめぐる公断観

1 海牙公断に賛成の意見

先行研究は、海牙公断を通じて澳門勘界問題を解決しようとする意見として、劉式訓公使と雲南補用知県の童振藻⁽⁸⁶⁾の意見を同列に扱っている。この二人の意見はほぼ同時期、すなわち勘界交渉開始の合意が成立したばかりのものという点でも共通するが、両者の公断に対する認識は必ずしも同じではない。劉式訓公使の意見は、今回の問題を国際法上の問題とみなすがゆえに海牙公断での決着を正当とするものであり、またそこで想定されている公断とは西洋的な仲裁裁判であることはいうまでもない。一方、童振藻の意見は次のようなものであった。

いわんや国際公法には、収用してまだ年数が浅く、容易に調査確認できる場合、やはりもとの領有国に返還すべきであり、租借の地については、もし租借国に境界を超えた侵犯占拠があれば、租貸国〔主国〕は侵犯占拠の状況を友好国に布告し、租借条約を取り消す云々とある。そうであれば、公法に依拠して争うか、あるいは海牙和平会

に布告して光緒十三年に締結した条約（＝北京条約）を取り消すこともできなくはない⁽⁸⁷⁾。

ここにいう「国際公法」云々がどのような文献の記述を指すのか、残念ながら特定できなかった。ただ、租借地をめぐる当時の国際法では、議論の中心は租借地が割譲地なのかどうかといった、その国際法的性質にあった⁽⁸⁸⁾。このため、童振藻の議論は、あるいは戦時の占領地などと混同しているのかもしれない。たとえ童振藻の述べるような記述を含む文献があったとしても、それは当時の租借地に関する国際法議論の主流ではなかっただろう。それよりもここで注目したいのは、童振藻の意見が、ポルトガルの無法を国際社会に訴え、北京条約を取り消すための手段として「海牙和平会」に言及している点である。これは、紛争当事者双方の合意による中立な第三者への裁定の委託というより、不法な侵害行為を国際社会に訴えその取り消しを求めるものとして「公断」を理解してきた、19世紀後半以来の中国での議論を踏襲しているといえよう。とくに1907年のハーグ平和会議の影響もあって、様々な外交案件について「海牙和平会」に外国の不法を訴えるという考え⁽⁸⁹⁾は、当時の中国ではけっして珍しいものではなかった⁽⁹⁰⁾。広東でも、辰丸事件の際（この時には外務部が公断付託を日本に提起していた）には当地の知識人ら189名が連名で、日本の強権に対抗する方法として事件を各国の公断に付すことを張人駿に提案していたが⁽⁹¹⁾、この行動にはのちに広東勘界維持総会の正会長となる易学清らも加わっていた⁽⁹²⁾。

2 董鴻禕「海牙仲裁裁判與中國之關繫」

では、なぜ澳門勘界問題では、外務部は広東社会の反発を理由に海牙公断付託を拒否することになったのか。この点を検討するにあたり、中国社会の認識不足への懸念から仲裁裁判の制度を改めて紹介した清朝外交官の文章——董鴻禕の「海牙仲裁裁判與中國之關繫⁽⁹³⁾」——をまず確認し、それとの比較から澳門勘界問題をめぐる公断観の特徴を確認することにしたい。

董鴻禕は日本に留学して早稲田大学で国際法を専攻しており、駐オランダ公使館一等書記官として第2回ハーグ平和会議の清朝代表団に参加した経験をもつ。また、第2回ハーグ平和会議の清朝代表の一人であった錢恂の女婿でもある。董鴻禕がハーグ平和会議への参加経験を踏まえ仲裁裁判に関する研究成果をまとめたのが「海牙仲裁裁判與中國之關繫」であり、じつはこの文章は、1908年7月に駐オランダ公使であった錢恂が外務部に提出していた。その際の錢恂の説明によれば、「海牙が国際仲裁裁判所を設立して以来、我

が国の商界・学界の人は、中外紛争で不平があると、この裁判所に訴えて曲直を明らかにしようと思わないものはない」という状況⁽⁹⁴⁾であるが、この裁判所の内容や歴史を考察しなければその機能を理解することはできない、くわえて仲裁裁判は相手国と裁判付託を合意する条約を先に結ぶ必要があるが、その条約には様々なものがあり、事前の研究を要するので、董鴻禕の研究成果を送付したという⁽⁹⁵⁾。

この「海牙仲裁裁判與中國之關繫」が『外交報』254期（1909年9月18日刊）に掲載された。外交問題を扱う専門雑誌として有名な『外交報』に著者の董鴻禕が投稿したもので、もともと中国社会にあった海牙公断への過度な期待に加え、1909年春に外務部が満洲六案件の海牙公断付託を日本に提起するなど、海牙公断への期待・関心が高まる中、仲裁裁判の制度を改めて中国社会に広く紹介しようとしたものと考えられる。その内容はといえば、まずハーグ平和会議や仲裁裁判制度に関する専門的説明を行い、近代的な国内法が未整備で、国際法学者も養成されておらず、第2回ハーグ平和会議で三等国扱いを受けた中国の現状では、仲裁裁判は不利だとするが、国内法を整備し、条約を改正して、各国と平等な地位を目指すよう提案するものだった⁽⁹⁶⁾。

そして、当時の外務部は基本的に「公断」という表現を用いていたのに対し、董鴻禕は「仲裁裁判」という訳語を用いており、日本経由で国際法を学んだがゆえに、arbitration に対する認識には、19世紀後半以来の中国的認識とは異なるものが見られる。それが顕著なのが、領土主権や利権に関わる問題と仲裁裁判に関する次のような意見である。

いま我が国とイギリスにはチベットの交渉、日本とは東三省の交渉、ドイツとは山東の交渉、フランスとは雲南の交渉があるが、いずれも仲裁裁判の制度を適用するものではない。なぜか。仲裁裁判は、是非を明らかにし、曲直を辨別し、それによって両国の紛争を解決するための制度である。いま我が国が領有する土地や我が国が保有する利権を、外国が自己の権限を越えて代わりに画策しており、これは実際には一国の強要強迫〔要素〕であって、両国の紛争ではない。単刀直入に言えば、（そのような問題には）明らかにすべき是非は無く、辨別すべき曲直は無く、強権の独りよがりな政治問題なのである。ただ兵力によってはじめて判定できるもので、仲裁裁判によって裁定できるものではない⁽⁹⁷⁾。

清朝では仲裁裁判を受容した当初、台湾出兵や琉球処分、すなわち領土や宗属関係に関する日本の「要素」に対し、各国の外交官らに「公評」を求め、日本の行動を非とする「公論」によって抵抗しようとした⁽⁹⁸⁾。その後、外交交渉の現場ではこのような仲裁裁判の

利用は見られなくなっていくが、そうした「公評」的イメージは20世紀初頭の中国社会の海牙公断観にも引き継がれており、紛争の性質に関わらず海牙公断に訴えよとの声が上がっていた。だが、そうした期待に反し、領土主権や利権に関する紛争は仲裁裁判の対象にはならないと、董鴻禕は断言しているのである。

その理由は、①「両国の紛争」を対象とするという仲裁裁判の性質、②強権政治の前には無力という仲裁裁判の機能的限界、の2点に整理できよう。つまり、仲裁裁判は是非曲直が自明ではない問題で、中立な第三者が国際法などの準則に基づいて判断する必要がある紛争を対象としており、条約の解釈などいわゆる法的紛争の解決方法として期待されるが、強権による一方的な侵略行為は仲裁裁判によって解決することはできない、というのである。そして、董鴻禕が列挙した諸問題は清朝の領土や主権であることが明らかで、そのような是非曲直が自明な問題は仲裁裁判に付託すべきではない⁽⁹⁹⁾、ということになる。

確かに董鴻禕は、仲裁裁判は強権政治の前には無力であるとしており、また法的紛争の裁定が中心となる以上、西洋の言語や法制度への理解が不十分な中国が不利であることも論じている⁽¹⁰⁰⁾。だが、仲裁裁判の制度を詳しく説明し、国内法の整備や国際法の研究を提唱しているように、ハーグ平和会議や仲裁裁判自体を否定しているわけではない。ちなみに銭恂も、仲裁裁判を法的紛争を扱う制度だとし、それゆえ法制度が未整備で西洋語の人材に欠ける中国は海牙公断に過度な期待を抱いてはならないとする上奏をしており、それが『東方雑誌』第6年3期（1909年4月刊）に掲載されている。そこに付された『東方雑誌』の按語も、法律の整備や西洋語人材の育成を提唱しており、海牙公断の制度やその運用実態を批判するものではなかった⁽¹⁰¹⁾。

以上より、中国の一般知識人と銭恂や董鴻禕のような外交官との間では仲裁裁判に対する認識に相違があり、中国に広がる海牙公断への過度な期待に対し董鴻禕らが危惧を抱いていたからこそ、『外交報』に「海牙仲裁裁判與中國之關繫」を投稿したと考えられる。では、澳門勘界問題について、広東社会が海牙公断に反発したのは、董鴻禕のような認識を共有したからなのだろうか。また先行研究は、中国社会の西洋国際社会や海牙公断への不信感を表す典型例として、董鴻禕の議論を以下にみる広東の民間団体の意見と同列に扱う⁽¹⁰²⁾が、はたしてそれは妥当なのだろうか。

3 民間団体の反対意見

第2章第2節で述べたように、1909年9月26日に高而謙は交渉状況と自身の考えを香港に集っていた民間団体に伝え、協力を求めた。各民間団体の回答文などから、彼らの海牙公断に関する認識を確認しよう。

まず、香港中葡界務研究社（主席：陳席儒）の意見をみる。先述の通り、この団体は、1909年3月に粵商自治会の大会や勘界維持会などにより勘界に関する意見の表明が始まった時期、民間に流布しているリスボン議定書・北京条約に関する情報が錯綜していることを民政部に報告し、将来、誤った認識によって勘界交渉の結果に広東社会が反発することを危惧していた。勘界についても比較的穏健な意見を持ち、他の団体が旧界以外は「尺寸之地」も譲らずとするのに対し、条約の規定する「附属地」の存在自体は認めていた⁽¹⁰³⁾。

10月7日付の高而謙宛ての書簡は、高而謙の提案に対する回答だが、その中で海牙公断に関して次のように述べている。

第一策の海牙公判は、ただ（紛争当事国の）請求をうけて開廷する権利があるだけで、（紛争当事国に）干渉して裁判を提起する権利はありません。（清朝側が）自ら証拠が不足していると思なすのなら、これ（海牙公判への付託という方法）を捨てるのは構いません⁽¹⁰⁴⁾。

高而謙が証拠を重んじる海牙公断は不利だとする意見に理解を示したもので、海牙公断の制度やその運用方法に対する不信感や非難は認められない。

10月9日付の民政部等宛ての電文では、ポルトガルが「（澳門本体の）千万倍の大陸・大島」を澳門の自然な附属地として主張していることに対し、

これらの議論は、8、9回も問答をやり取りしても解決できないような問題に値しません。要するに、海牙の裁判官も情理の士に外ならず、是非曲直は人と異なるはずがありません。いわんや公断に付託するかどうかの決定権が我々にあるのは、論ずるまでもありません⁽¹⁰⁵⁾。

と述べ、ポルトガルの広大な附属地要求に道理がないことは、海牙の裁判官も認めるどころだとする。

だが、勘界会議中止後の12月15日に外務部に宛てた電文では、「海牙公判への移送」には反対だとし、その理由を次のように説明している。

（北京）条約の締結以来、ポルトガル人はしばしば侵略をほしいままにし、条約の規定に背いてきましたが、我が国はすぐに廃約を思わず、依然としてともに境界画定を行おうとしており、このうえない善意と助力と言えます。しかしポルトガル人は我が

寛恕の徳を心につけて、かえって別の面倒を引き起こし、貪欲に分不相応な要求をしました。……ポルトガル使節は理屈に窮すると、無理に理由をつけて海牙公判への移送を提案し、ただちに交渉をやめてしまいました。試しに尋ねますが、友人が贈り物をするのに、その多少を決定する権利はまさに贈り主にあるべきです。もし今回の界務談判で、我が国が光緒十三年の原約に基づいて承諾したところを履行したなら、ポルトガル人はただ大人しく受け取って感謝を称すればよく、どうして無理な要求が通らないからと第三者に主宰することを要請することができるでしょうか。いわんや、我が国とポルトガル人との境界決定は、両国が隣接し境界がはっきりしない場合とも、また我が国がポルトガル人との戦争に敗れて土地を割譲することになり、その要求の厳しさに耐えられず、局外の人に間に立って周旋してもらうべき場合とも比べられるものではありません。これが今日の問題に海牙公判がまったく適していない理由です⁽¹⁰⁶⁾。

条約違反を繰り返すポルトガルに対し、それでも北京条約に基づいて一定の附属地を認めようとする清朝の道義的な優位は明らかで、ポルトガルは清朝の提示する附属地を大人しく受け入れるべきであり、自分たちの無理な要求が通らないからと海牙公断に訴えようというのは筋が通らない、ということである。さらに、今回の勘界は、隣国同士で不明確な境界を確定する場合や戦争に敗れて過剰な領土割譲を要求された場合に局外者の周旋を求めるべきなのは異なると強調している。つまり、海牙公断という制度への不信が理由なのではなく、道義的に劣るポルトガルが道義的に正しい清朝に対し無理な要求を押し通すために海牙公断に頼るのはおかしい、ということである。これは一見、是非曲直の明らかな問題は仲裁裁判に付託すべきでないという董鴻禕の意見に近いようだが、敗戦国と戦勝国の事例を挙げているように、弱国が不当な扱いを受けた時に国際社会が関与するのが公断だという、19世紀後半以来の公断観も影響しているのではないだろうか⁽¹⁰⁷⁾。ゆえに、条約違反を繰り返して領土の侵略を行うポルトガルに海牙公断を求める資格はないというのが正直な気持ちだっただろう。董鴻禕の議論が仲裁裁判を法的問題を扱う制度として論じるのに対し、こちらは勘界にせよ海牙公断にせよ、より道義的な観点から論じている。

実は、香港中葡界務研究社と同様の議論は、開設されたばかりの広東諮議局の総督宛呈文でもなされていた。広東諮議局は香山勘界維持会の要請を受けて11月16日の会議で澳門勘界問題を取り上げたが、外交問題なので「審査会の密議」に交することとし、11月23日には澳門問題に詳しい人物を招いて諮問した⁽¹⁰⁸⁾。12月1日に審議会の審議状況が諮議局の会議で報告され、審議会の提案が表決により承認された⁽¹⁰⁹⁾。そのご両広総督（当

時は張人駿の後任の袁樹勳)に提出された呈文では、ポルトガルへの不満による暴動の発生を防ぐため香山への派兵を求めるとともに、海牙公断付託に反対して次のように述べている。まず、勘界の性質には①隣接する両国の境界が不明確で、互いに証拠を提示して定めるべきもの、②戦勝国の領土割譲の要求に対し、戦敗国がその範囲をできるだけ縮小しようとするもの、③交誼の厚い甲乙国間において甲国が乙国の居住のために土地を分け与えるもので、与える土地の範囲を定める権利は甲国にあるもの、の3種類があるとし、今回は③に当たるとする。だが、マチャドの強直さは②に類し、あたかもポルトガルが戦勝国であるかのような振る舞いであり、一方、高而謙の理解は①に類し、澳門がかつては中国のものであったことを忘れてしていると非難する。そして、①と②の場合は(海牙)和平会の公判によって判断することも可能だが、③の場合には第三国の公判を受ける理由が無い、と結論づける⁽¹¹⁰⁾。ここに、高而謙との澳門勘界問題に対する認識の相違が端的に述べられている。澳門での居住は中国がポルトガルに与えた恩恵だから第三者の判断は不要というのは、問題を完全に両国間の道義的問題として位置づけており、実定法主義に基づき法的に清朝の立場を証明しようとして苦勞している高而謙とは前提からして異なっている。

先の香港中葡界務研究社の電文と広東諮議局の呈文のどちらが先に提出されたのか⁽¹¹¹⁾、また構成員が重ならない両者の議論がなぜこうも似ているのか、その理由は明らかにできなかった⁽¹¹²⁾。ただ、香港中葡界務研究社は、「海牙の裁判官も中国を是とするだろう」とも述べていたものから明確に海牙公断付託に反対するものへと意見を変化させている。前述のように、広東を含め中国ではもともと公断(海牙公断)への期待が高かった。その状況で澳門勘界については海牙公断への付託は清朝に不利だとの説明が高而謙委員よりなされた。香港中葡界務研究社の意見の変化からは、海牙公断の制度と清朝の正しさを矛盾なく説明するための論理を組み立てようと努めていた様子がうかがわれる。広東諮議局の議論も同様の趣旨の上に展開されたものであろう。

次に、広東勘界維持総会の意見を見ていく。この団体の正会長は広東諮議局議長となった易学清⁽¹¹³⁾で、広東の紳士らによる団体であり、一切の附屬地を認めないという強硬な主張を代表していた。高而謙宛ての書簡(1909年11月2日付受取)では、「海牙和平会裁判」への付託という案を否定する理由として、以下の3点を挙げている。

一つ目の理由は、海牙和平会の中心となっている白人の種族的偏見の深さである。交渉事件のたびに、西洋の報館の批評や社会の言論は、同じ種族を擁護する一方、異種族を斥け非難しており、「ほとんど公理の言うべき無し」とする。

二つ目は現在の情勢である。清朝側は澳門問題で後退を繰り返しており、海牙和平会は

ポルトガルに譲歩を迫るより、清朝に譲歩を迫るほうが容易であると判断するだろうとする。さらに「最近の強権世界において、どうしてあえて正義を述べる行動があるだろうか。仲裁裁判はたまたま全世界の趨勢となったが、それは利益追求の場〔利場〕にすぎない」と切り捨てる。

三つ目は仲裁者の中立性への不信感であり、各国は中国における利益均霑を狙っており、仲裁裁判を通してポルトガルの利権を拡大させ、それへの均霑を狙うはずだとする⁽¹¹⁴⁾。

このように、広東勘界維持総会が「海牙和平会裁判」要求を否定する理由は、強権世界では正義は行われぬという、ハーグ平和会議や仲裁裁判自体への不信感である。

董鴻禕の議論でも、強権による政治問題は仲裁裁判では解決できないという仲裁裁判の機能的限界を指摘していたが、仲裁裁判という制度自体を否定しているわけではなかった。それに対し、広東勘界維持総会は、仲裁裁判という制度自体を強権政治の道具とみなしている。

また、この広東勘界維持総会の書簡では、「仲裁裁判」という表現が用いられているのが特徴的である。澳門勘界交渉に関する清朝の外交文書では基本的に「公断」の表現が用いられていた。民間団体からの意見書でもそれを踏襲して「公断」を用いていた⁽¹¹⁵⁾。また、高而謙が民間団体に自身の提案を説明した際にどのような表現を用いたかは分からないが、香港中葡界務研究社は「海牙公判」、広東勘界維持総会は「在海牙万国公会提議」「海牙和平会裁判」などと表現しているので、「仲裁裁判」とは表現していなかっただろう。にもかかわらず広東勘界維持総会は「仲裁裁判はたまたま全世界の趨勢となったが、それは利益追求の場にすぎない」と、制度としての仲裁裁判を否定する場面で「仲裁裁判」という表現を用いている。19世紀末の中国の新聞・雑誌では、西洋語の arbitration は「公断」と訳す一方、日本の新聞・雑誌上で論じられていた「仲裁裁判」は「調停」と訳して紹介していた。日本語に由来する「仲裁裁判」の語は「公」の觀念と結びつけられていなかったのである。20世紀に入り、中国の新聞・雑誌上でも和製漢語の「仲裁裁判」がそのまま用いられるようになっていくが、外務部など当局は「公断」を用いていた。その中で、広東勘界維持総会が「仲裁裁判」の語を用いるのは、それが「公理」が実現される「公断」ではなく「強権」の論理に基づくものとみなすゆえではないだろうか。同じ「仲裁裁判」でも、その含意はこの制度を法的に捉える董鴻禕のそれとは異なるだろう。

さて、ここで興味深いのは、広東勘界維持総会の正会長である易学清は広東諮議局の議長でもあり、ほかにも数名の諮議局議員が広東勘界維持総会の「副会長」や「編輯員」であった⁽¹¹⁶⁾が、海牙公断に関する広東諮議局の議論は、広東勘界維持総会とはまったく異

なっており、むしろ香港中葡界務研究社と類似していることである。民間団体の意見ならともかく、諮議局の呈文の内容としては、国際的な潮流であった海牙公断の制度自体を否定するようなことは書けなかったのだろう。ここにも国際的規範の受容と民族主義との複雑な関係がうかがわれる。

先行研究では、澳門勘界で海牙公断付託を拒否した理由として、西洋白人社会が支配する海牙公断という制度自体への不信感をあげ、高而謙委員の意見も董鴻禕の議論も広東の民間団体の意見もすべて同列に扱っていた。そして、広東の世論・民族主義を背景に清朝が不公平な制度に抵抗を示した事例とみなしてきた。だが、これまで確認したように、この問題をめぐって示された公断観はそれほど単純なものではなかった。確かに広東や香港の民間団体は海牙公断への付託に反対したが、それは必ずしも海牙公断という制度自体への不信感を理由としたものだけではなく、むしろ海牙公断の制度と清朝の主張の正しさを両立させようとする議論もみられた。しかも、そうした議論を広東諮議局も展開していた。その背景には、高而謙や董鴻禕、劉式訓も含め、外交官らは公断/仲裁裁判を法的に捉えているのに対し、広東や香港の民間団体では19世紀後半以来の「公評」的イメージが強く、この制度をたぶんに道義的な観点から捉えていたことがあるだろう。実定法主義の観点に立って高而謙が海牙公断は清朝側が不利だと伝えても、清朝のほうが道義的に正しいとする民間団体は納得できなかつただろう。この制度を道義的に捉えるからこそ、道義的に劣るはずのポルトガルが海牙公断を求めることに反発し、清朝の正しさと海牙公断の制度を両立させる議論を展開する、あるいは公断という制度自体を疑うことになったのである。1909年9月半ばのマチャドとの会話で、公断は公平ではないと思うのか、という問いかけに対し、高而謙は、

そうではない。まず中国は公断をやったことがないので一切に疎い。さらに事は不利なところから着手することになる。思うに、中国が直を得られなければ、民衆は甘んじて従わないだろう⁽¹¹⁷⁾。

と答えている。世界的な趨勢となっていた公断を不公平だというわけにはいかなかったのもあるだろうが、公断に対する広東社会の認識を考えれば、中国の主張が公断で通らなかつた場合、民衆が判決に従わず、さらに西洋との紛争を惹起するとの恐れは、高而謙の本音であつただろう。

ただ、高而謙が「一半自結・一半公断」を提案したように、広東の世論と国際社会との友好関係の板挟みとなつた清朝側にとって、海牙公断を拒否することは簡単なことではな

かった。先述のように、ポルトガル政府の海牙公断付託要請を外務部が拒否すると、困難な立場に立たされたイギリス政府は、ジョーダン公使を通じ、ポルトガルの領土が攻撃されればイギリスはポルトガルを支援する条約上の義務を負っていることを伝え、不測の事態によりイギリスが介入せざるえなくなるのを避けるために仲裁裁判を中国に勧めたのだと、「脅迫的」な覚書を外務部に送った⁽¹¹⁸⁾。外務部では、この12月24日付のジョーダン公使からの覚書にある「arbitration」をなぜか「調処⁽¹¹⁹⁾」と訳した。すなわち、原文は清朝の仲裁裁判付託拒否がイギリスの介入をもたらし事態を惹起しかねないと非難しているのに対し、漢訳では「中国が調処を拒否した後に（中国がポルトガルを）攻撃することがあれば、イギリスはポルトガルを支援する責任がある」と訳したのである⁽¹²⁰⁾。また、この覚書をもとに外務部会辦大臣の那桐とジョーダン公使との間で行われた会談でも、那桐が「（ジョーダン公使からの覚書で）中国が調処を許さない」と決定したという一文を、外務部は承認することはできない」、中国は海牙公断に付す必要はないと言っただけだ、と答えている⁽¹²¹⁾。つまり、外務部の解釈では、イギリスが非難の前提としているのは清朝による調処の拒否、すなわち一切の第三者の仲介・関与を拒否するという強硬姿勢であり、外務部はそのような姿勢はとっていないのでイギリスの非難はあたらない、ということになる。澳門勘界に関する外務部の文書では、ポルトガルとのやりとりを含め「arbitration」は「公断」と訳されており、管見のかぎり「調処」と訳しているのはジョーダンからのこの覚書のみである。よって、ここでの「調処」は単なる翻訳のミスではないだろう⁽¹²²⁾。外務部は「arbitration」の翻訳を操作することでジョーダン公使の覚書の本題から話をそらし、海牙公断付託拒否に対するイギリスの非難にまともに答えることを避けたと考えられる。イギリスは広東の世論と国際関係との板挟みから仲裁裁判への付託を清朝に望んだが、清朝もまた広東の世論と国際関係への配慮から、仲裁裁判を拒否しつつ、それがイギリスとの対立につながらないように苦慮していたのである。

おわりに

国際紛争の平和的な解決手段として期待された仲裁裁判は、2度のハーグ平和会議を経て確かに世界的な潮流となった。英米を中心にその適用拡大を求める向きもあったが、条約解釈をめぐる問題など法的紛争の解決策として特に仲裁裁判が期待されたことも事実で、高而謙や董鴻禕、劉式訓ら清朝外交官が仲裁裁判を法的な観点から捉えているのは、そうした潮流に合致していた。また、仲裁裁判は紛争当事国双方の合意に基づいて実施されるので、領土問題のように一方が紛争の存在自体を認めない場合や、自国に不利だと思

う場合などに仲裁裁判への付託を拒否することもありうる。よって、同じように法的な観点に立ちつつ、現地の状況を知らない劉式訓が澳門勘界を条約解釈の問題と捉え、海牙公断での解決を正当とすることも、現地で状況を確認した高而謙が自国に不利なので公断を避けようとしたことも、董鴻禕の議論のように自国の領土であることは自明とし、「双方の紛争」ではないので公断の対象ではないとみなすことも、いずれもありうる。

ただ、中国の場合に考えなければならないのは、19世紀後半以来の「公評」的イメージの影響である。清朝は仲裁裁判の受容当初に、清朝にとって是非が自明な、いわば「双方の紛争ではない」案件を一方的に「公評」に訴え、「公論」を利用しようとした。清朝にとって是非が自明だからこそ、紛争相手国との合意に基づく裁判ではなく「公評」という形をとったわけであり、「公評」「公断」という訳語も含め、公断（仲裁裁判）に過度な道義的イメージがつくことになった。外交交渉の現場では仲裁裁判と異なる「公評」は提起されなくなるが、公断を過度に道義的に捉えるイメージは中国社会に広がり、ともすれば外国の「要素」をハーグ平和会の判断に訴えよという声があがった。そこでは「紛争」というより一方的な「侵略」「侵害」だと思っているのだから、紛争相手国との合意など念頭にはない。本人たちからすれば「公理」をもって「強権」に対抗するのが「公断」ということになる。しかも、外務部が満洲六案件の海牙公断付託を提起したことで、そのイメージを強めていただろう。澳門勘界をめぐるポルトガルが海牙公断への付託を提起した際、広東・香港の民間団体や広東諮議局が示した反応は、まさにそうした「公断観」が根本にあったからにほかならない。また、董鴻禕は、仲裁裁判制度への誤解からくる「公断」に対する過度の期待を是正しようと「是非が明らかなものは仲裁裁判の対象ではない」と説明したのだが、そもそも董の議論自体に「是非が明らかな」=中国側の主張を是とする意味合いが含まれており、中国の「公理」は仲裁裁判では実現できないという理解に繋がりをえた。

ここで注目したいのが、「公理」または「公理と強権」という表現である。19世紀後半の公評・公断をめぐる議論では、「公評」「公断」が基づくのは「公論」や「公道」であった。だが、今回の澳門勘界交渉を含め、20世紀初頭の公断/仲裁裁判をめぐる議論では、「公論」に代わって「公理」や「公理と強権」に言及するようになっていた⁽¹²³⁾。「公理と強権」はその後の中国外交や中国の国際関係観の基本的な枠組みとなる概念である。このような外交観・国際関係観がどのようにして生まれ、どのように定着したのか、今後の課題としたい。

〔付記〕本研究はJSPS 科研費 JP 23K25376の助成を受けたものです。

註

○電報の日付について：中央研究院近代史研究所檔案館蔵・外務部檔案や『澳門專檔』が記載するのは外務部の収発日であるため、外務部が受け取った電報について、本稿では必要に応じて発信者の発信日を注記している。

- (1) 19世紀の仲裁裁判付託状況については、野見山温「第十九世紀國際仲裁裁判の形式的研究（一）」『法政研究』8巻2号、1938年、横田喜三郎「國際裁判の歴史的研究」同『國際法論集I』有斐閣、1976年（初出は1924年）を参照。
- (2) 尹新華「海牙公断之議与中国外交—以1909年間中日“東三省六案”和中葡澳門勘界交渉為例—」欒景河・張俊義主編『近代外交：思想与外交』社会科学文献出版社、2013年。
- (3) 筆者のこれまでの研究については、以下を参照：箱田恵子「清末中国における仲裁裁判観—1860、70年代を中心に」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編、17号、2018年、同「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」『史窓』77号、2020年、同「清末中国の新聞・雑誌にみえる仲裁裁判観」『史窓』78号、2021年、同「ベトナムをめぐる清仏紛争と仲裁裁判—清朝外交担当者の仲裁裁判観をめぐる一考察—」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編、21号、2022年、同「第二辰丸事件と仲裁裁判」『史林』106巻5号、2024年。なお、外務部など清朝の外交当局は領土などの問題を公断に付すことにはそもそも慎重であったので、澳門勘界の海牙公断付託を拒否したのは、従来の姿勢からすれば不思議はない。この点でも尹新華の議論の立て方には問題がある。この点については、前掲拙稿「第二辰丸事件と仲裁裁判」を参照。
- (4) 黄鴻釗「清末民初中葡關於澳門の交渉和新約的簽訂」『中国辺疆史地研究』1999年2期、1999年、同「清末澳門の勘界談判」『南京社会科学』1999年12期、1999年、同「清末澳門劃界争端」『鏡海微瀾—黄鴻釗澳門史研究選集』社会科学文献出版社、2017年、178–207頁、黄慶華『中葡關係史：1513–1999』中冊、黄山書社、2005年、895–931頁、徐素琴『晚清中葡澳門水界争端深微』岳麓書社、2013年、第5章、黄雁鴻「清末中葡澳門勘界談判過程中的博弈与周折」『中国文化研究』2014-夏之卷、2014年などを参照。
- (5) 劉利民「20世紀初領海主權理論的傳播及清政府的認識」『中州学刊』2011年第3期、2011年。渤海・黄海の漁業紛争については、佐藤良聖「東アジア海域における領海と日中韓漁業紛争（1906–1912）」『東洋学報』103巻1号、2021年、同「二〇世紀初頭の渤海・黄海海域における領海制度と漁業紛争」『史学雑誌』131巻11号、2022年を参照。外務部が辰丸事件後に締結した「改訂槍彈進口新章」に基づき領海権の実効的な管轄を展開した事例として、劉素芬「劉鶚罹禍原因再探」『揚州大学学报（人文社会科学版）』22巻5期、2018年を参照。また、同時期の張謇の領海意識と実践について、太田出「近代中国の領海主権と漁業博覧會—張謇による「海権」の実践」（太田ほか編著『領海・漁業・外交—19～20世紀の海洋への新視点』晃洋書房、2023年、第1章）を参照。
- (6) 当時の広東社会の状況については、吉澤誠一郎『愛国とボイコット—近代中国の地域的文脈と対日関係』名古屋大学出版会、2021年、第1章を参照。
- (7) 前掲拙稿「第二辰丸事件と仲裁裁判」、29頁。
- (8) 『明清時期澳門問題檔案文獻彙編』（中国第一歴史檔案館ほか編、人民出版社、1999年）
 (四)「外務部爲請與葡國外部商辦禁止私運軍火事致駐法大臣劉式訓電文」光緒三十四年三

- 月初三日（1908年4月3日）94-95頁、「外務部右參議梁如浩與葡國公使森達爲澳門私運火及拱北關撤兵事會晤問答節略」四月初六日（5月5日）、102-103頁。
- (9) 同書、同卷「葡國公使森達爲中國在拱北駐兵等事與外務部會辦大臣那桐會晤問答節略」光緒三十四年三月二十八日（1908年4月28日）、98-99頁、「葡國公使森達爲粵督派兵駐紮拱北關附近事與外務部左侍郎聯芳會晤問答節略」四月初二日（5月1日）、100頁。
- (10) 黃福慶主編、莊樹華ほか編輯『澳門專檔』（中央研究院近代史研究所、1992年）（二）「(40) 外部収粵督張人駿電」光緒三十四年四月初九日（1908年5月8日）、59頁、「(42) 外部収粵督張人駿電」光緒三十四年四月十五日（1908年5月14日）、61頁。
- (11) 同上。
- (12) アヘン戦争・第二次アヘン戦争による情勢の変化を受け、1862年に清朝とポルトガルの間で天津条約が締結されたが、澳門に関する規定について清朝側が再交渉を求め、ポルトガルが認めなかったため、清朝はこの条約の批准を拒否した。このため、清朝とポルトガルの間では無条約状態が続いていた。アヘン戦争後からリスボン議定書までの清葡交渉については、坂野正高『近代中国政治外交史—ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで—』東京大学出版会、1973年、337-339頁、黃慶華「中葡有関澳門主權交渉内幕—從1862年条約換文到1887年条約談判」『中国边疆史地研究』10卷3期、2001年、同『中葡關係史』中冊、黄山書社、2005年、第6章第1～4節を参照。
- (13) 古泉達矢『アヘンと香港：1845-1943』東京大学出版会、2016年、63-64頁。
- (14) リスボン議定書と北京条約の締結過程については、Stanley F. Wright, *Hart and the Chinese Customs*, Belfast, 1950, pp. 573-583、黃慶華前掲書、第6章第5節、徐素琴前掲書、第4章第1節などを参照。
- (15) リスボン議定書の条文については、『中外旧約章大全』第一部下冊（海関総署《中外旧約章大全》編纂委員会編、中国海関出版社、2004年）、1142頁を参照。
- (16) Stanley F. Wright, *op.cit.*, pp. 574-581.
- (17) Hart to Campbell, HZ/301, Jul. 17, 1887, *Archives of China's Imperial Maritime Customs confidential correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell, 1874-1907*, compiled by Second Historical Archives of China, Institute of Modern history, CASS; chief editors, Chen Xiafei and Han Rongfang, Foreign Languages Press, 1990, Vol. 2, p. 466.
- (18) 『清季外交史料』光緒朝卷70、「總署奏澳門屢經議約未成擬辦洋藥稅以一事權摺」光緒十三年二月二十三日（1887年3月17日）付、頁19-20。
- (19) 苑書義ほか主編『張之洞全集』（河北人民出版社、1998年）卷20、奏議20「詳陳澳界利害立約尚宜緩定摺」光緒十三年四月二十四日（1887年5月16日）、第1冊539-544頁。
- (20) Campbell to Hart, Z461, Jan. 17, 1887, *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2, pp. 387-389.
- (21) 前注18。
- (22) 前注19。
- (23) 清葡北京条約の第2条・第3条については、『中外旧約章』第1部下冊、1156頁を参照。
- (24) Hart to Campbell, HZ/301, Jul. 17, 1887; Hart to Campbell, Z/305, Aug. 14, 1887, *Archives of China's Imperial Maritime Customs*, Vol. 2, pp. 466, 472. 『清季外交史料』光緒朝卷73「總署奏葡約現有成議謹陳辦理情形摺」光緒十三年九月二十七日（1887年11月12日）付、頁25-27。
- (25) 『張之洞全集』卷22、奏議22「再陳澳界膠葛立約必宜緩定摺」光緒十三年七月二十八日

- (1887年9月15日)、第1冊590-595頁。
- (26) 前注24、総理衙門の奏摺。
- (27) 黄鴻釗前掲「清末民初中葡關於澳門の交渉和新約的簽訂」96頁、黄慶華前掲書、824-880頁、徐素琴前掲書、第4章第2節、塩出和浩『可能性としてのマカオ—曖昧都市の位相』亜紀書房、1999年、92頁などを参照。
- (28) 『澳門專檔』(二)「(45) 外部収粵督張人駿電」光緒三十四年四月十八日(1908年5月17日)、64頁。
- (29) 同書、同卷、「(42) 外部収粵督張人駿電」光緒三十四年四月十五日(1908年5月14日)、61頁、「(43) 外部發駐法國劉式訓電」光緒三十四年四月十七日(1908年5月16日)、62頁など。
- (30) たとえば、ポルトガル駐広州総領事が過路環を澳門の附属地だと主張して張人駿が北京条約を根拠に反駁したり、澳門内港(銀坑河道)に入港した広東水師の船が「中国の水面だから」という理由で従来行っていた入港時の登録簿への署名を拒否したりするなど、様々な事案が発生していた。この時期の澳門の境界や領海をめぐる清葡対立について、黄鴻釗前掲論文「清末澳門劃界争端」184-185頁、徐素琴前掲書、203-205頁などを参照。
- (31) 『澳門專檔』(二)「(56) 外部發粵督張人駿電」光緒三十四年五月十九日(1908年6月17日)、72頁。なお、この時期にポルトガルが双方の勘界委員会による勘界を提案した背景には、ポルトガルの同盟国であるイギリスの駐清公使ジョーダンが、清葡両国の委員からなる混合委員会によって実際を確認し解決することを提案していたことが関係していると思われる。Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 110 (telegraphic), May 25, 1908; Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 236 (confidential), May 26, 1908 (Received Jul. 13, 1908), FO405/182.
- (32) 『澳門專檔』(二)「(73) 外部發粵督張人駿電」光緒三十四年九月初九日(1908年10月3日)、90頁。
- (33) 同書、同卷「(77) 外部収粵督張人駿電」光緒三十四年九月十六日(1908年10月10日)、92頁。
- (34) 同書、同卷「(83) 外部収粵督張人駿電」光緒三十四年十二月初一日(1908年12月23日)、97-98頁。
- (35) 同書、同卷、「(95) 外部發駐法劉式訓大臣電」光緒三十四年十二月十八日(1909年1月9日)、107頁。
- (36) 同書、同卷「(133) 外部収駐法大臣劉式訓電」宣統元年正月二十日(1909年2月10日)着(正月十九日/2月9日發)、131頁。
- (37) 同書、同卷「(115) 外部収駐法大臣劉式訓電」宣統元年正月初五日(1909年1月26日)、120頁。
- (38) 同書、同卷「(121) 外部發駐法大臣劉式訓電」宣統元年正月初十日(1909年1月31日)、124頁。
- (39) 同書、同卷「(126) 外部収駐法大臣劉式訓電」宣統元年正月十七日(1909年2月7日)、127頁。
- (40) 同書、同卷「(149) 外部収駐法大臣劉式訓函」宣統元年二月初三日(1909年2月22日)、140-142頁。
- (41) 高而謙は福建長樂の人、字は子益。フランスに留学し法律を学ぶ。1907年に外務部右参議、1908年に雲南交渉使。銭実甫編『清代職官年表』中華書局、1980年、秦国経編『清代

- 官員履歴檔案全編』華東師範大学出版社、1997年、8冊、139-140頁などを参照。
- (42) 粵商自治会の大会については「澳門劃界初記」『東方雜誌』第6年第4期、1909年、『葡萄牙外交部蔵葡國駐廣州總領事館檔案（清代部分・中文）』（澳門基金會ほか編、広東教育出版社、2009年）（三）「《羊城日報》之《十七日自治會特別大會議詳情》」宣統元年二月十八日」、415頁などを参照。3月18日の粵商自治会大会で関係各所に送った電文については「澳門劃界初記」および以下を参照：“Extract from the report of a meeting of the Self Government Society on March 18th, 1909,” Enclosed in No. 145, Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, Apr. 8, 1909, FO371/613. また、廖偉章「粵商自治会与反帝闘争」（『辛亥革命史叢刊』第7輯、中華書局、1987年）67-68頁も澳門勘界交渉に対する粵商自治会の活動を紹介しているが、日付の間違いなどが散見する。
- (43) 『澳門專檔』（三）「(441) 香山陳鈍菴撰勘界維持會發起之原因」宣統元年閏二月二十四日（1909年4月14日）、649頁。
- (44) たとえば『澳門專檔』（三）「(453) 粵督張人駿欽使高而謙取勘界維持總會郭乃心等函」宣統元年三月二十一日（1909年5月10日）、666-670頁、「(454) 取香山縣紳士吳應揚陳德駒等稟」宣統元年三月、670-674頁。『葡萄牙外交部蔵葡國駐廣州總領事館檔案（清代部分・中文）』（三）「《羊城日報》之《關於澳門劃界摘要之佈告》」宣統元年二月十九日」、416頁。このほか『澳門專檔』（三）「陸、勘界 四、勘界輿論及粵省自治會之參與」に収録する関連史料も参照。また勘界維持会の活動については、邵小通「清末宣統間“勘界維持會”初探—以《葡萄牙外交部駐廣州總領事館檔案》為中心」『理論界』2013年4期、2013年も参照。
- (45) 前注42にあげる史料。そのほか『葡萄牙外交部蔵葡國駐廣州總領事館檔案（清代部分・中文）』（三）「《羊城日報》之《劃界維持會之發軔》」宣統元年二月二十一日」417頁なども参照。
- (46) 陳席儒は民国期（1922年）に広東省長に選ばれる人物。彼の清末期の澳門華商としての社会活動について、林広志『晚清澳門華商与華人社会研究』（暨南大学博士学位論文、2005年）、180頁は、1908年の台風被災者の救済活動や1910年の境界問題をめぐるポルトガルとの衝突事件の際の言動に言及している。ただ、1909年の勘界交渉や香港中葡界務研究社の活動は述べられていない。
- (47) 香港中葡界務研究社の参加者については、『澳門專檔』（三）「(469) 香港中葡界務研究社致澳門勘界大臣高而謙函」宣統元年八月二十四日（1909年10月7日）、697頁を参照。その中には馬応彪（先施百貨の創業者）らが含まれていた。
- (48) 『明清時期澳門問題檔案文獻彙編』（四）「民政部左丞裕厚等為香港中葡界務研究社來電事關界務交涉請示如何辦理事致外務部丞參函」附件「香港中葡界務研究社主席陳席儒等為請據約力爭領界並已託人查勘界址事致民政部等電文」宣統元年閏二月初三日（1909年3月24日）、225-226頁。
- (49) 「澳門劃界初記」『東方雜誌』第6年第4期、1909年、57頁。
- (50) たとえば上海廣肇公所公函の「敬獻芻言」第一条（『澳門專檔』（三）「(440) 取上海廣肇公所公函」宣統閏二月二十四日（1909年4月14日）、647頁）など。張人駿も、ポルトガル人は衰弱しており、広東人は平素からこれを軽視していると指摘していた（同書（二）「(74) 外部取粵督張人駿電」光緒三十四年九月十二日（1908年10月6日）、90-91頁）。
- (51) 『澳門專檔』（二）「(254) 外部取粵督文」宣統元年七月十一日（1909年8月26日）附「照譯葡使說帖第一」245-246頁、Memoranda by Senhor Machado, le 23 juillet, 1909, Enclosed

- in Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 282, Aug. 5, 1909, FO371/613.
- (52) Sir Edward Grey to Sir J. Jordan, No. 122, May 1, 1909, FO405/190.
- (53) 『澳門專檔』(二)「(230) 外部發高而謙交渉使電」宣統元年六月十四日(1909年7月30日)、226頁。
- (54) 徐素琴前掲書、214-215頁。
- (55) 同書、215-217頁。
- (56) 『澳門專檔』(二)「(331) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年十月初二日(1909年11月14日)、387頁。
- (57) 同書、同卷「(274) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年八月初三日(1909年9月16日)、292-293頁。
- (58) 同書、同卷「(343) 外部収葡署公使柏德羅文」宣統元年十月二十六日(1909年12月8日)、410-411頁。
- (59) 同書、同卷「(348) 外部發葡署使柏德羅照會」宣統元年十月二十八日(1909年12月10日)、414頁。
- (60) Memorandum of Interview between Dr. Morrison and Liang Tun-yen, Enclosed in Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 25, Jan. 15, 1910, FO371/845.
- (61) 野見山前掲論文。同論文の各当事国別付託件数の順位(183頁)によると、ポルトガルの12件は、英(87件)、米(67件)、仏(31件)、チリ(27件)、ペルー(17件)、独(15件)に次ぐ第7位。当時仲裁裁判を推進していた英米およびラテンアメリカ諸国を別にすれば、ヨーロッパ諸国の中では付託数が多い。
- (62) 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、4頁。
- (63) Sir J. Jordan to Sir E. Grey, No. 282, Aug. 5, 1909 (Received Sep. 2, 1909), FO371/613.
- (64) Sir E. Grey to Sir J. Jordan, No. 148 (telegraphic), Sep. 13, 1909, FO371/613.
- (65) Sir J. Jordan to Sir E. Grey, No. 150 (telegraphic), Sep. 14, 1909, FO371/613.
- (66) Foreign Office to Monsieur Manoel, Sep. 16, 1909, FO371/613.
- (67) 『澳門專檔』(二)「(279) 外部収駐法大臣劉式訓電」宣統元年八月初四日(1909年9月17日)着(八月初三日/9月16日発)、296頁。
- (68) 同書、同卷、「(274) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年八月初三日(1909年9月16日)着(八月初二日/9月15日発)、292-293頁。
- (69) Sir Edward Grey to Sir J. Jordan, No. 173 (telegraphic), Oct. 27, 1909; Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 173 (telegraphic), Oct. 28, 1909; Sir Edward Grey to the Portuguese Minister, Oct. 28, 1909, FO371/614.
- (70) Sir Edward Grey to Sir J. Jordan, No. 186 (telegraphic), Nov. 17, 1909; Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 186 (telegraphic), Nov. 18, 1909; Sir Edward Grey to the Marquis de Soveral, Nov. 20, 1909, FO371/614. グレイ外相やジョーダン公使がハーグ付託が望ましいとしたのは、1909年3月に清朝外務部が満洲六案件の海牙公断付託を日本に提起したことが関係しているだろう。もっともそれは、外務部の公断への姿勢を十分に理解したものではなかった。満洲六案件の海牙公断付託提起をめぐる清朝側とジョーダン公使やモリソンら在華英米人との思惑の相違については、別稿にて論じたい。
- (71) Sir Edward Grey to Sir J. Jordan, No. 199 (telegraphic), Dec. 16, 1909, FO371/614.
- (72) Sir J. Jordan to Edward Grey, No. 199 (telegraphic), Dec. 18, 1909; Sir J. Jordan to Prince

- Cing, Enclosure in Sir J. Jordan to Edward Grey, No. 493. なお、このイギリス側からの要求に対する外務部の対応については、本稿第3章で詳述する。
- (73) Sir J. Jordan to Edward Grey, No. 4 (telegraphic), Jan. 6, 1910; Memorandum of Interview of between Dr. Morrison and Liang Tun-yen, Enclosed in Sir. J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 25, Jan. 15, 1910, FO371/845.
- (74) 劉式訓の経歴については『清代官員履歷檔案全編』8冊、329-330頁を参照。また海牙公断員への推挙については、中央研究院近代史研究所檔案館蔵・外務部檔案02-21-008-06-019「具奏請添派胡維德劉式訓豐登納文充海牙公断員由」外務部奏摺、宣統二年三月十一日（1910年4月20日）を参照。
- (75) 前注40史料、141頁。引用文中の〔 〕は引用者による原語の提示、（ ）は引用者による補足等。以下同じ。
- (76) 20世紀初頭に出版され、租借地に関する学説を詳しく紹介している国際法学書として、松原一雄『最近国際公法原論』東京法学院大学、1904年、高橋作衛『平時国際公法』泰東法政新書局、1907年、遠藤源六『国際法要論』清水書店、1908年などを参照。また、租借地の性質に関する学説史については、植田捷雄『支那租借地論』日光書院、1943年を参照。
- (77) 『澳門專檔』（二）「(243) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年六月二十七日（1909年8月12日）着（六月二十五日/8月10日発）、234頁。
- (78) 『澳門專檔』（二）「(237) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年六月二十六日（1909年8月11日）着（六月二十五日/8月10日発）、231頁。
- (79) ここでいう「条約」はリスボン議定書を指し、第2条の英文（本稿368頁）に対する解釈。
- (80) 1849年のアマラル澳門総督殺害事件以降、澳門政庁は清朝に対し地代（租借代）を支払っていない。
- (81) 『澳門專檔』（二）「(238) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年六月二十六日（1909年8月11日）着（六月二十五日/8月10日発）、231頁。
- (82) 同書、同巻「(292) 外部収澳門勘界大臣高而謙電」宣統元年八月十四日（1909年9月27日）着（八月十一日/9月24日発）、303-304頁。
- (83) 同上。
- (84) 高而謙が具体的にどのような表現を用いたのかは分からない。次注85に挙げる民間団体の返答や『東方雜誌』等の記事は高而謙の提案について「交海牙公判」「在海牙万国公会提議」等の表現を用いている。ここでは煩を避けるため「海牙公断」の表現を用いた。
- (85) 『澳門專檔』（三）「(469) 香港中葡界務研究社致澳門勘界大臣高而謙函」宣統元年八月二十四日（1909年10月7日）、696-697頁、「(473) 廣東勘界維持總會易學清等致澳門勘界大臣高而謙函」宣統元年九月二十日（1909年11月2日）、706-707頁、「中外交渉記事」『東方雜誌』第6年第11期、1909年、376頁。
- (86) 江蘇淮安人の童振藻がなぜこの問題に関心をもち、澳門の地勢や歴年の界務状況を整理し、地図まで作成して張人駿総督に提出したのか、はっきりとした理由は分からない。董は雲南の歴史・地理に関する著作を多く残しており、歴史・地理への関心が勘界への関心につながっているのかもしれない。また、高而謙が雲南交渉使であったことも関わっているのかもしれない。童振藻の編著に『雲南温泉志補』（1919年）、『雲南地震考』（1926年）、『昆明市志』（1934年）などがある。

- (87) 『澳門專檔』(三)「(437) 兩廣總督張人駿取雲南補用知縣童振藻呈」宣統元年正月、642頁。
- (88) 前注76の諸研究を参照。
- (89) ハーグ常設仲裁裁判所の仲裁裁判について、中国では「海牙公断」以外にも「海牙和平会に訴える」などの表現がみられる。平和会議自体が閉会してもこのような表現がなされるのは、ハーグ常設仲裁裁判所が第1回ハーグ平和会議で設立が決定されたものであるが、その制度には分かりにくいところがあり、また中国では仲裁裁判に対し「各国代表による評議」や「国際社会の公論」に訴えるという「公評」的イメージが強いことも関係しているだろう。この点について、前掲拙稿「第二辰丸事件と仲裁裁判」37頁、注12も参照。
- (90) 19世紀末の議論は前掲拙稿「清末中国の新聞・雑誌にみる仲裁裁判観」を、第二辰丸事件や間島問題に関連した新聞での海牙公断提起の紹介は前掲拙稿「第二辰丸事件と仲裁裁判」を参照。また、1907年に盛り上がった蘇杭甬鐵路借款反対運動の際には、翰林院侍講学士朱福詵が「請海牙平和会公議」を上奏し、外務部が公断には紛争当事国双方の合意が必要であると反論したり（『光緒朝東華録』光緒三十三年十月壬午の条、外務部の奏文）、『東方雜誌』に掲載された留美中国学生会の意見書も「荷蘭弭兵会」すなわちハーグ平和会議の公断に付託するよう提案したり（留美中国学生会「蘇杭甬路案對外之解決」『東方雜誌』第4巻第2期、1908年）など、海牙公断に期待する声は少なくなかった。朱福詵の上奏については次も参照：En-Han Lee, “The Chekiang Gentry-Merchants vs. the Peking court Officials: China’s Struggle for Recovery of the British Soochow- Hangchow Railway Concessions, 1905–1911,” 『中央研究院近代史研究所集刊』第3期上冊、1972年、252頁。
- (91) 劉天昌整理『張人駿往來函電集（上）』（鳳凰出版社、2022年）「為轉陳粵紳鄧華熙等辦理二辰案管見事致外務部電」光緒三十四年二月十二日（1908年3月14日）、329–330頁。
- (92) 前注91に見える連名者のなかには、のちに広東勘界維持總會に参加する易学清、吳応揚、蘇元瑞、許応鎔の名を確認できる。
- (93) このタイトルには「仲裁裁判舊譯公断」と注記されており、arbitration の訳語が「公断」から和製漢語の「仲裁裁判」へと変化する移行期であったことを示している。
- (94) 前注90に示したように、当時の中国では様々な外交問題に関して海牙公断を提案する意見がみられたが、錢恂が浙江人であることを考えると、前年に浙江の知識人層全体を巻き込んだ蘇杭甬鐵路借款反対運動がとくに念頭にあったかもしれない。
- (95) 外務部檔案「咨送書記官董鴻禕所撰海牙仲裁裁判與中國之關繫以便研究由」02-21-005-02-007、駐オランダ公使錢恂より外務部宛咨文、光緒三十三年七月二十六日（1907年8月22日）収（発送は六月十五日/7月13日）。
- (96) 董鴻禕「海牙仲裁裁判與中國之關繫 仲裁裁判舊譯公断」『外交報』254期、1909年9月18日。
- (97) 同上。
- (98) 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」および「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」を参照。
- (99) 同様の意見は、台湾出兵時に『教会新報』でも述べられていた。前掲拙稿「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」、60頁。
- (100) 前注96。
- (101) 錢恂「奏和會三約劃押摺」『東方雜誌』第6年3期、1909年4月。

- (102) 尹前掲論文、329-330頁。
- (103) 前注48。
- (104) 『澳門專檔』(三)「(469) 香港中葡界務研究社致澳門勘界大臣高而謙函」、宣統元年八月二十四日(1909年10月7日)、696頁。
- (105) 『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』(四)「香港中葡界務研究社陳席儒等爲駁葡天然澳門及屬地說懇勿葡請亦或收回條約事致民政部等電文」宣統元年八月二十七日(1909年10月10日)着、八月二十六日(10月9日)発、421頁。
- (106) 外務部檔案02-15-006-01-055、中葡界務研究会より外務部宛電文、宣統元年十一月初五日(1909年12月17日)着(十一月初三日(12月15日)発)。なお『明清時期澳門問題檔案文獻匯編』(四)「中葡界務研究社陳席儒等爲滙陳勘界憤慮所及事致民政部等稟文」407-408頁はこの電文とほぼ同文であるが、受領日として「宣統元年九月初一日(1909年10月14日)」の日付が同資料集の編集者によって付されている。だが、文中に「葡使以奢願未遂、罷議北行」とあることから、その作成時期は勘界會議中止後のはずなので、受領日が九月初一日(10月14日)とは考えられない。
- (107) もちろん、戦勝国と戦敗国の例に言及するのは、澳門が台湾のような敗戦による割譲地とは異なることを強調するためでもあっただろう。
- (108) 「廣東諮議局第一次會議報告書」(陳建華・曹淳亮主編『廣州大典』(347)第37輯・史部政書類第42冊、廣州出版社、2015年)、548頁。
- (109) 「廣東諮議局第一期會議速記録」(『廣州大典』(347))、607-608頁。
- (110) 「廣東諮議局第一次會議報告書」549-550頁。なお、澳門勘界問題は外交問題のため、廣東諮議局は「不能議決呈請執行」だが「可以議決請採択」として本件を取り上げた。諮議局の呈文に対する袁樹勳総督の批答は「中葡勘界事已中止、所請應無庸議」というものだった。また、廣東諮議局第一次會議については、宮内肇「廣東諮議局議員と在省知識人一賭博禁止議論を巡って」『孫文研究』44号、2008年を参照。
- (111) 袁樹勳総督の批答にも日付が無いが、宣統元年十一月二十日(1910年1月1日)の『時敏日報』に批答の内容が報じられており(『葡萄牙外交部藏葡國駐廣州總領事館檔案』第3冊、459頁)、1909年末に批答が諮議局に送られたと考えられる。よって、諮議局の呈文の提出時期は、表決が行われた1909年12月1日以降から下旬までの時期と推測できるが、具体的な日付までは特定できなかった。
- (112) 香港中葡界務研究社の参加者については前注47史料を、廣東諮議局議員については「宣統二年貳月編查録二卷」(『廣州大典』(348)第三七輯・史部政書類第四三冊、廣州出版社、2015年)、62-67頁を参照。なお、陳席儒が澳門勘界について廣東諮議局で演説を行ったとする後年の史料(「粵海見聞・省長陳席儒之履歷談」『南僑月報』第1期、1922年)があり、諮議局に招かれた人物とは陳席儒だったのかもしれない。そうであれば、香港中葡界務研究社の意見が諮議局に影響を与えたのかもしれない。
- (113) 易学清については、宮内肇「廣東地方自治研究社と清末廣東地方自治」『現代中国研究』16号、2005年、48頁を参照。
- (114) 『澳門專檔』(三)「(473) 廣東勘界維持總會易學清等致澳門勘界大臣高而謙函」宣統元年九月二十日(1909年11月2日)着、706-707頁。
- (115) たとえば『澳門專檔』(二)「(353)「外部収旅港維持會楊瑞階等電」宣統元年十一月初四日(1909年12月16日)、428頁、「(354) 外部収廣肇全體商民電」宣統元年十一月初五日

- (1909年12月17日)、428頁など。
- (116) 広東勸界維持総会の職員は『澳門專檔』(三)「(441) 香山陳鈍菴撰勸界維持會發起之原因」付「廣東勸界維持總會職員一覽表」、649頁を、広東諮議局議員(総議席数は94)は前注112の「宣統二年貳月編查録二卷」、62-67頁を参照。広東勸界維持総会の「職員」のうち諮議局議員だったのは、正会長の易学清、副会長の区贊森・蘇元瑞・唐汝源・鄧鼎・盧銘勳、編輯員の莫伯沚の7名。
- (117) 『澳門專檔』(二)「(280) 外部収左丞高而謙電」宣統元年八月初五日(1909年9月18日)、297頁。
- (118) Sir J. Jordan to Prince Ching, Dec. 24, 1909, Enclosed in Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 493, Dec. 29, 1909, FO371/845.
- (119) 周旋や仲介など広く第三者の関与を指す。
- (120) 『澳門專檔』(二)「(360) 外部収英公使朱爾典文」宣統元年十一月十二日(1909年12月24日)、433-434頁。下線は引用者による。以下同じ。
- (121) 同書、同巻「(361) 英使朱爾典問答」宣統元年十一月十二日(1909年12月24日)、434頁。同様のやり取りはジョーダン公使からグレイ外相への報告にも見える。Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 205 (telegraphic), Dec. 24, 1909, FO371/614; Sir J. Jordan to Sir Edward Grey, No. 493, Dec. 29, 1909, FO371/845.
- (122) 「調処」が「公断」をも含めた意味で用いられる場合もあるが、前注121史料での那桐の発言が示すように、ここでは「調処」と「公断」は区別して用いられている。
- (123) たとえば、1907年12月に東三省総督徐世昌・奉天巡撫唐紹儀から外務部宛に発せられた電信では、ハルビン駐在の米仏領事の助言をうけ、間島問題の「海牙会裁判」付託を提案しているが、その際に「即彼(=日本)用強權、我仍折以公理」と述べている。外務部檔案02-19-008-01-006「間島問題宜速交渉或舉第三國公断請卓裁」、東三省総督徐世昌・奉天巡撫唐紹儀より外務部宛電報、光緒三十三年十一月初五日(1907年12月9日)、(発信は十一月初四日/12月8日)。